

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定（更新）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条1項の規定に基づき令和4年7月7日付けで行った身体障害者手帳再交付処分のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、2級又は3級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件処分は右膝、右足首、両股関節及び頸椎の運動機能、筋力低下が考慮されておらず、障害等級2級又は3級が相当の旨を主張している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 8月 8日	諮問
令和5年10月16日	審議（第82回第4部会）
令和5年11月24日	審議（第83回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、同条1項の申請に基づいて審査した結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないとしている。

法施行令8条1項は、法15条4項の規定による手帳の交付は、その申請を受理した福祉事務所の長を経由して行わなければならないとしている。

そして、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級か

ら7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』（以下「等級表解説」という。）のとおりとする。」と規定しており、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

(3) 処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

2 本件処分についての検討

以下、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、検討する。

(1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

肢体不自由		
級別	上肢の機能障害	下肢の機能障害
4級	3 一上肢の肩関節、肘関節 又は手関節のうち、いずれ か一関節の機能を全廃した もの	4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節 の機能を全廃したもの

5 級	2 一上肢の肩関節、肘関節 又は手関節のうち、いずれ か一関節の機能の著しい障 害	1 一下肢の股関節又は膝関節 の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全 廃したもの
6 級		2 一下肢の足関節の機能の著 しい障害
7 級	2 一上肢の肩関節、肘関節 又は手関節のうち、いずれ か一関節の機能の軽度の障 害	2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又 は足関節のうち、いずれか一 関節の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとするとしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1級	1級	18
11～17	2級	2級	11
7～10	3級	3級	7
4～6	4級	4級	4
2～3	5級	5級	2
1	6級	6級	1
		7級	0.5

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「下肢機能障害（足関節著しい障害、膝関節軽度の障害）」で、その原因となった疾病・外傷名は「頸椎捻挫、右肘打撲症、左足関節三角靭帯損傷、左膝内側側副靭帯損傷」とされている。

本件診断書に記載されている下肢機能障害及び処分庁が認定した上肢機能障害について、等級表解説に照らして妥当な認定がなされているかについて、具体的に当てはめていく。

ア 上肢機能障害

本件診断書の「原因となった疾病・外傷名」に「右肘打撲症」とあることから、肘関節の機能障害について検討する。

本件診断書には、「右握力21.8キログラム」と左握力に比して低下、「シャツを着て脱ぐ」、「ズボンをはいて脱ぐ」、「背中を洗う」は△（半介助）が必要だが、その他の動作・活動は全て○（自立）、右肘の関節可動域は屈曲120度・伸展マイナス5度で左の可動域の屈曲145度・伸展0度に比してやや制限があるとの所見の記載がある。これは、等級表解説中の「肘関節の機能障害」の「軽度の障害」（7級）の具体的事例（別紙2・第3・2・(1)・ウ・(ウ)）及び所見を踏まえると、上肢の機能障害に係る等級表7級「一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害」に該当する。

イ 下肢機能障害

本件診断書の障害名に「下肢機能障害（足関節著しい障害、膝関節軽度の障害）」とあり、四肢の障害は障害部位を個々に判定した上で、総合的に障害程度を認定するとされていることから（等級表解説第3・1・(6)）、以下、足関節及び膝関節について、それぞれ検討する。

本件診断書には、歩行能力（補装具なし）ではベッド周辺以

上歩行不能、起立位保持は10分以上困難、動作・活動の評価では「正座、あぐら、横座り」が×（全介助又は不能）、左膝関節の伸展から屈曲までの関節可動域は75度、左足関節の背屈から屈曲までの関節可動域は10度、筋力テストでは左膝関節の伸展は△（筋力半減）、屈曲は×、左足関節は背屈・底屈ともに×との所見の記載がある。

これらから、足関節については、本件診断書では6級相当と記載があるものの（別紙1・IV）、等級表解説中の「足関節の機能障害」の具体的事例（別紙2・第3・2・(2)・オ・(ア)）や各所見を踏まえると、「一下肢の足関節の機能を全廃したもの」（5級）に該当する。

また、膝関節については、本件診断書では7級相当と記載があるものの（別紙1・IV）、等級表解説中の「足関節の機能障害」の具体的事例（別紙2・第3・2・(2)・エ・(イ)）や各所見を踏まえると、「一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害」（5級）に該当する。

(3) 総合等級について

請求人の上記(2)の障害を総合した障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとしている。

認定基準に示された等級別指数表によると7級の指数は0.5、5級の指数は2であるから、右肘関節機能の軽度障害（7級）、左膝関節機能の著しい障害（5級）及び左足関節機能全廃（5級）の各指数を合算すると合計指数は4.5となるため、総合等級は4級となる。

(4) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「外傷による 上肢機能障害【右肘関節機能の軽度障害】（7級）」、「外傷による 下肢機能障害【左膝関節機能の著しい障

害】（５級）」及び「外傷による 下肢機能障害【左足関節機能全廃】（５級）」として総合等級４級と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、本件処分の不当性を主張する。

しかし、上記２・(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級４級と認定することが相当であることは上記２記載のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙１及び別紙２（略）